



第 3 回 隠岐の島町景観計画策定委員会

令和8年3月2日

本日の議事内容

1. 地区代表者ヒアリング実施報告、景観資源のまとめ

2. 行為の制限に関する基本的な考え方

3. 届出対象行為（案）

4. 景観形成基準（案）

5. 重点区域における景観形成の基本的な方針

6. 今後のスケジュール



本日の議事内容

1. 地区代表者ヒアリング実施報告、景観資源のまとめ

2. 行為の制限に関する基本的な考え方

3. 届出対象行為（案）

4. 景観形成基準（案）

5. 重点区域における景観形成の基本的な方針

6. 今後のスケジュール



1. 地区代表者ヒアリング実施報告

○目的

本調査は、町民の皆さんが守っていきたいと考えている眺望や、魅力のある景観資源を把握し、良好な景観形成に活かしていくことを目的として、各地域の事情に詳しい委員の皆さんへヒアリングを行ったものです。

実施日	午前	午後
令和7年12月10日（水）		中村地区（佐々木委員）
令和7年12月11日（木）	五箇地区（金坂委員）	布施地区（山根委員）
令和7年12月12日（金）	都万地区（村上委員）	西郷地区（村尾委員）

○景観のポイント

<各地区で大切にされているもの>

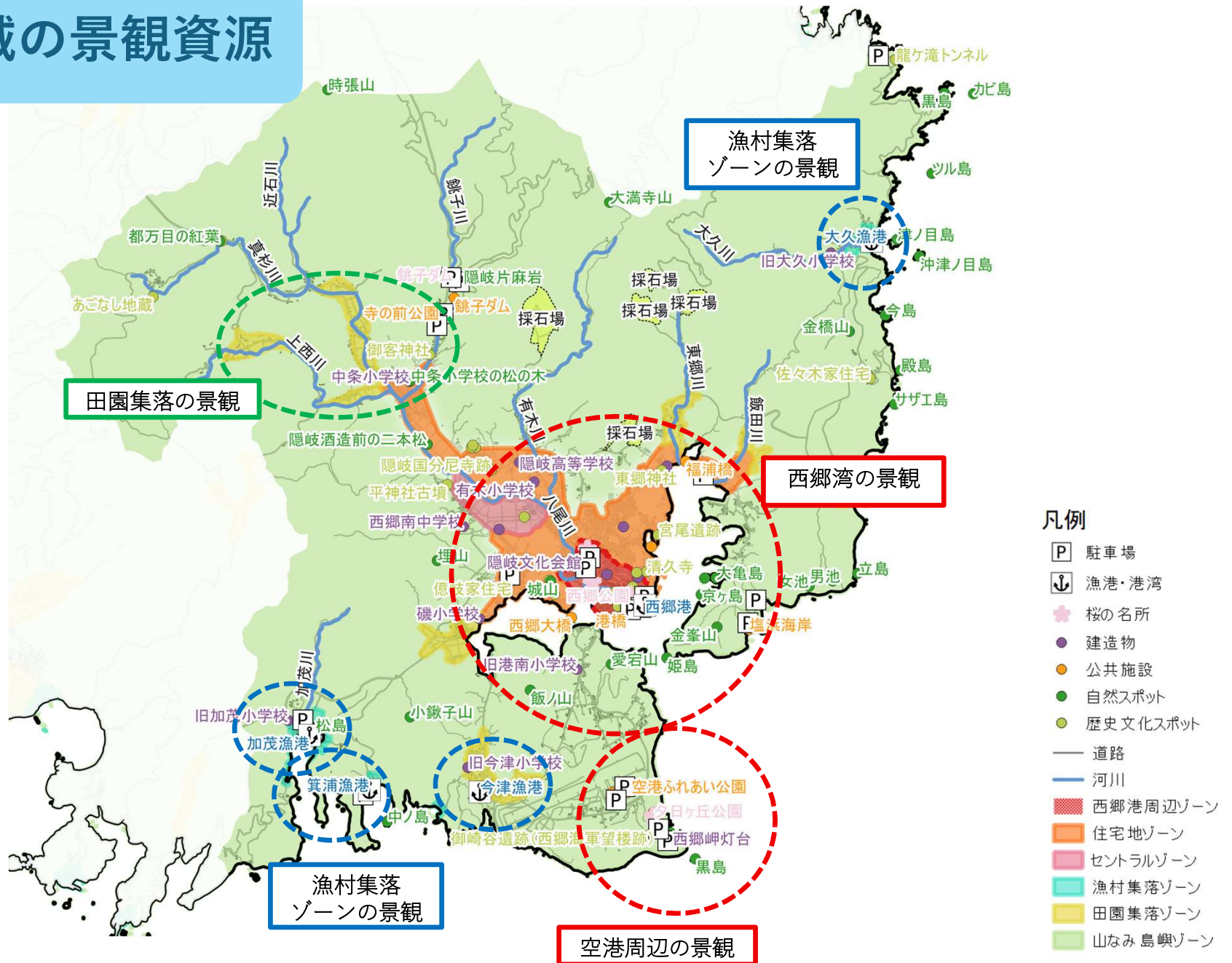
- ・桜の花や特徴のある樹木のほか、海岸の景観など自然の景観
- ・各地区に伝わる伝統文化行事と周囲の景観

<共通の課題>

- ・幹線道路や視点場へ続く道路など、道沿いに見える自然景観が草木の繁茂により遮られている。
- ・視点場の維持管理

1. 景観資源の整理

西郷地域の景観資源



1. 景観資源の整理

西郷地域の視点場



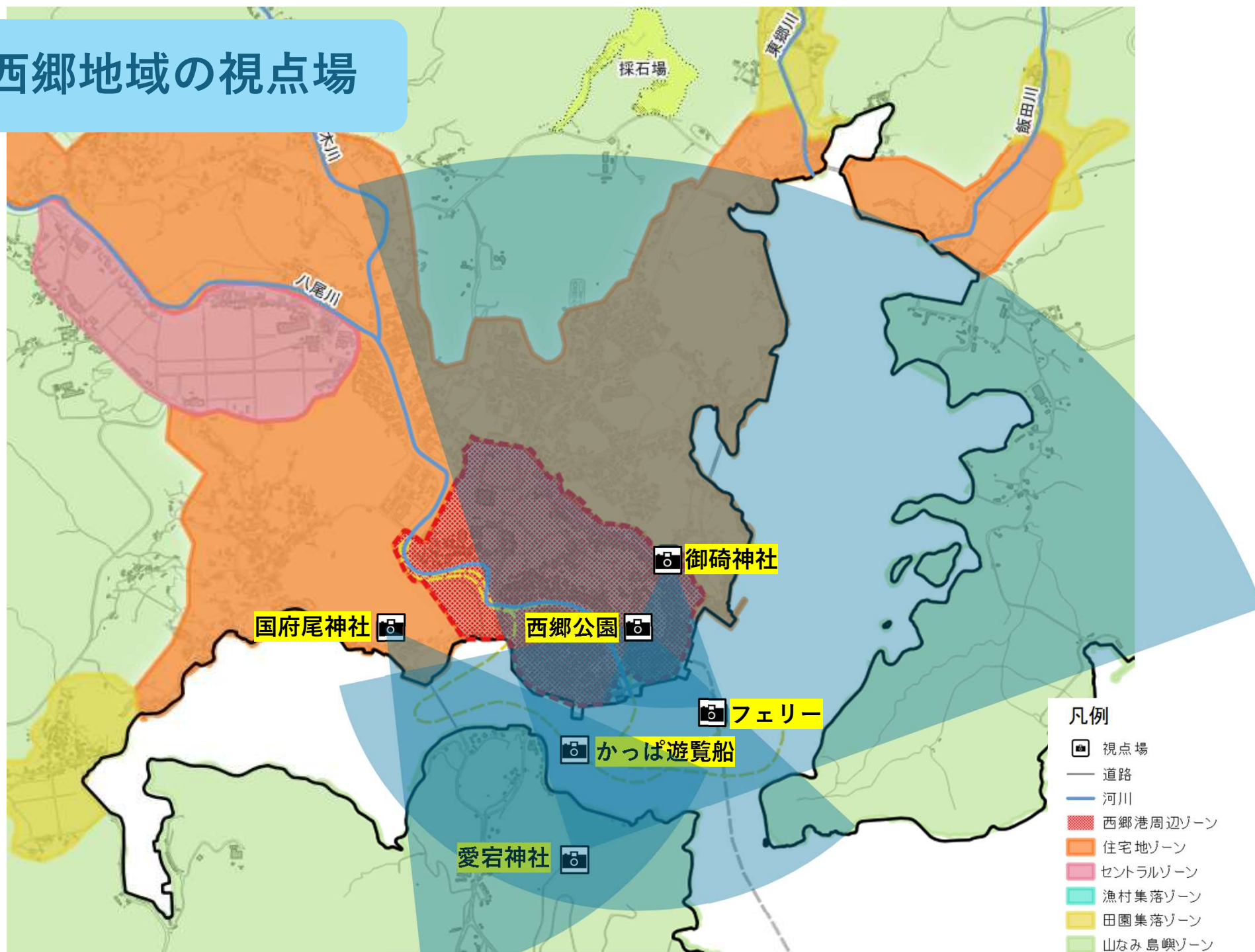
1. 景観資源の整理

西郷地域の景観資源



1. 景観資源の整理

西郷地域の視点場



1. 景観資源の整理

西郷地域

○主な景観特性

- ・西郷湾全体が醸し出す隠岐の島町ならではの景観
- ・北前船の寄港地として栄えた西郷港周辺の景観（中町、西町、港町、東町、八尾川沿い）
- ・田園空間に役場や病院、商業施設など大型建造物が集積する景観（セントラルゾーン）
- ・空港周辺の平坦で開放的な草地の景観
- ・隠岐の島町の歴史・文化を感じさせてくれる景観
（八百杉がある玉若酢命神社周辺の景観、隠岐国分寺周辺の景観）
- ・フェリー等から眺められる海岸の景観（岬の爆裂火口、岬の東側海岸、金峯山南側海岸など）
- ・南部と東部にある漁村集落の景観と道路や河川の沿線に広がる田園集落の景観
- ・西郷湾や港町を眺望できる視点場（西郷公園、運動公園、城山など）
- ・町民が集う場が多く存在（西郷公園、運動公園、塩浜海水浴場、寺の前公園など）



○景観形成上の懸念事項

- ・西郷港周辺で建築物の更新が増大
（デザインの不統一、工事期間中対策等）
- ・大型公共工事による山なみ景観の改変
- ・空き家や空き地の増大



1. 景観資源の整理

○自然景観に関するポイント

- ・西郷湾を眺望できる視点場やフェリーから眺望できる西郷湾周辺の景観を保全する
 - 愛宕山、金峯山、飯ノ山、大満寺山の稜線を妨げたり、背景林の景観を阻害する造成や建築物・工作物等を規制する
 - 西郷湾の景観を阻害する建築物・工作物を規制する
 - 大満寺山の山腹部にある採石場の景観（主要な視点場からの景観）を少しでも改善できるように対策を検討する
 - 岬地区の東側及び金峯山南側の海岸の景観（自然公園特別区域と一体となった景観）を保全する
- ・空港周辺の開放的でのどかな景観を保全する
 - 空港周辺の開放的な草地景観を阻害するような建築物・工作物等を規制する
- ・ジオポイントや自然公園区域周辺の景観を保全する
 - 銚子ダム周辺、海岸エリアのジオポイントや自然公園区域の一体的なエリアで、阻害するような建築物・工作物等を規制する

○歴史文化景観に関するポイント

- ・玉若酢命神社周辺、隠岐国分寺周辺、佐々木家住宅周辺の景観保全を図る
 - 歴史的建造物の周辺エリアにおいては、その景観を阻害するような建築物・工作物等を規制する

○まちなみ景観に関するポイント

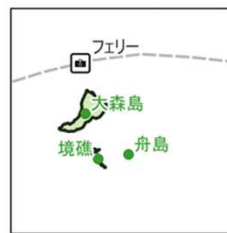
- ・中町、西町、港町、東町を中心とした賑わいのあるまちなみ景観形成を図る
 - 隠岐の島町のエントランスゾーンのふさわしい景観が形成されるように建築物や工作物などのデザインなどにルールを設定する
 - まちと港と背景林が一体となった西郷湾の景観が維持されるようにエリア内の建築物や工作物などの高さなどを規制する
 - 心地よい空間となるように、緑化や広場などの整備を推進する
- ・町民が集うエリアとして賑わいと親しみやすさを感じられる景観形成を図る
 - 看板や広告物は大きさや配置を留意するとともに、過度な点滅や派手な色彩を避け、調和のとれたデザインとする。
 - 周辺の田園景観との調和を図りつつ、交流するゾーンとして、良好な緑を確保し、居心地の良い空間をつくる
- ・町民の生活の場として、落ち着きのある住宅地の景観形成を図る
 - 建築物等は周辺環境と調和したゆとりと落ち着きのある住宅地景観すような材質・色彩・屋根形状のルールを設定する
 - 周辺環境と良好な緑の確保と管理により、快適で安らぎのある空間をつくる

1. 景観資源の整理

都万地域の景観資源

凡例

- P 駐車場
- 漁港・港湾
- 桜の名所
- 建造物
- 公共施設
- 自然スポット
- 歴史文化スポット
- フェリー航路
- 道路
- 河川
- 漁村集落ゾーン
- 田園集落ゾーン
- 山なみ島嶼ゾーン



1. 景観資源の整理

都万地域の視点場



凡例

- 視点場
- 道路
- 河川
- 漁村集落ゾーン
- 田園集落ゾーン
- 山なみ島嶼ゾーン



1. 景観資源の整理

都万地域

○主な景観特性

- ・ **高田山を背景とした舟小屋が残る漁港の景観**
- ・ 島前を望むことができる展望スポット（視点場）
- ・ 壇鏡の滝、油井の池などのジオスポットの景観
- ・ 向山川の沿線に広がる田園集落の景観
- ・ 多くの町民などが集う塩の浜海浜公園周辺の景観

○景観形成上の懸念事項

- ・ ジオスポット周辺での景観阻害
- ・ ジオスポット等へのアクセス道路の景観
- ・ 空き家と耕作放棄地の増加
- ・ 海洋ゴミの対策

○自然景観に関するポイント

- ・ **ジオスポットや自然公園区域周辺の景観を保全する**
 - 壇鏡の滝、油井の池、油井の前の洲など、海岸や内陸部エリアのジオポイントや自然公園区域の一体的なエリアで、阻害するような建築物・工作物等を規制する
 - ジオスポットなどへのアクセス道路沿線の景観の維持・向上を図る

○歴史文化景観に関するポイント

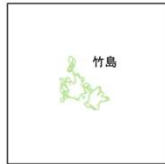
- ・ **屋那の松原・舟小屋群周辺の景観保全を図る**
 - 周辺エリアにおいては、その景観を阻害するような建築物・工作物等を規制する

○まちなみ景観に関するポイント

- ・ **田園集落ゾーンの景観保全を図る**
 - 建築物等は周辺環境と調和した田園集落の景観を保全するような材質・色彩・屋根形状にルールを設定する
- ・ **漁村集落ゾーンの景観保全を図る**
 - 漁村の特徴的な景観を維持・保全するような材質・色彩・屋根形状にルールを設定する

1. 景観資源の整理

五箇地域の景観資源

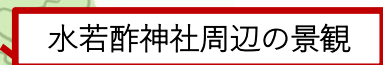


凡例

- P 駐車場
- 漁港・港湾
- 桜の名所
- 建造物
- 公共施設
- 自然スポット
- 歴史文化スポット
- ローソク島遊覧船航路
- 道路
- 河川
- 漁村集落ゾーン
- 田園集落ゾーン
- 山なみ島嶼ゾーン



五箇の田園風景



水若酢神社周辺の景観



スイセンロード

1. 景観資源の整理

五箇地域の視点場



凡例

- 視点場
- 道路
- 河川
- 漁村集落ゾーン
- 田園集落ゾーン
- 山なみ島嶼ゾーン

1. 景観資源の整理

五箇地域

○主な景観特性

- ・ **重栖川を中心とした四季折々の花や鳥が見られる田園景観**
- ・ ローソク島をはじめとする海岸部の景観（遊覧船からの景観）
- ・ 海岸部の展望地からの雄大な景観
- ・ 水若酢神社周辺の歴史文化が感じられる景観

○景観形成上の懸念事項

- ・ ジオスポット周辺での景観阻害
- ・ ジオスポット等へのアクセス道路の景観
- ・ 空き家と耕作放棄地の増加
- ・ 海洋ゴミの対策

○自然景観に関するポイント

・ ジオポイントや自然公園区域周辺の景観を保全する

- ローソク島、福浦トンネルなど、海岸エリアのジオポイントや自然公園区域の一体的なエリアで、阻害するような建築物・工作物等を規制する
- ローソク島遊覧船からの景観の維持・向上を図る
- ジオポイントなどへのアクセス道路沿線の景観の維持・向上を図る

○歴史文化景観に関するポイント

・ 水若酢神社周辺の景観保全を図る

- 周辺エリアにおいては、その景観を阻害するような建築物・工作物等を規制する

○まちなみ景観に関するポイント

・ 田園集落ゾーンの景観保全を図る

- 建築物等は周辺環境と調和した田園集落の景観を保全するような材質・色彩・屋根形状のルールを設定する

・ 漁村集落ゾーンの景観保全を図る

- 漁村の特徴的な景観を維持・保全するような材質・色彩・屋根形状のルールを設定する

1. 景観資源の整理

中村地域の景観資源



凡例

- [P] 駐車場
- [錨] 漁港・港湾
- 桜の名所
- 建造物
- 公共施設
- 自然スポット
- 歴史文化スポット
- 道路
- 河川
- 漁村集落ゾーン
- 田園集落ゾーン
- 山なみ島嶼ゾーン

1. 景観資源の整理

中村地域の視点場



凡例

- 視点場
- 道路
- 河川
- 漁村集落ゾーン
- 田園集落ゾーン
- 山なみ島嶼ゾーン

1. 景観資源の整理

中村地域

○主な景観特性

- ・中村海岸のクロマツ群と砂浜の景観
- ・白島海岸、海苔田ノ鼻などの自然公園特別保護地区の海岸景観
- ・海岸部の展望地からの雄大な景観
- ・大峯山の風力発電施設の景観
- ・かぶら杉、世間桜や唐傘の松などの特徴ある樹木の景観
- ・白島の断崖や海苔田鼻の柱状節理など特色のある岬海岸の景観
- ・八王子神社、一之森神社を中心とした武良祭風流の景観

○景観形成上の懸念事項

- ・ジオスポット周辺での景観阻害
- ・ジオスポット等へのアクセス道路の景観
- ・空き家と空き地の増加
- ・海洋ゴミの対策

○自然景観に関するポイント

- ・ジオスポットや自然公園区域周辺の景観を保全する
 - 中村海岸、白島海岸、海苔田ノ鼻など、海岸エリアのジオポイントや自然公園区域の一体的なエリアで、阻害するような建築物・工作物等を規制する
 - ジオスポットなどへのアクセス道路沿線の景観の維持・向上を図る

○歴史文化景観に関するポイント

- ・県指定無形民俗文化財である武良祭風流を支える祭場周辺の景観を保全する
 - 唐傘の松のある祭場周辺と、八王子神社、一之森神社から祭場までのアクセス道路沿線の景観の維持・向上を図る

○まちなみ景観に関するポイント

- ・田園集落ゾーンの景観保全を図る
 - 建築物等は周辺環境と調和した田園集落の景観を保全するような材質・色彩・屋根形状のルールを設定する
- ・漁村集落ゾーンの景観保全を図る
 - 漁村の特徴的な景観を維持・保全するような材質・色彩・屋根形状のルールを設定する

1. 景観資源の整理

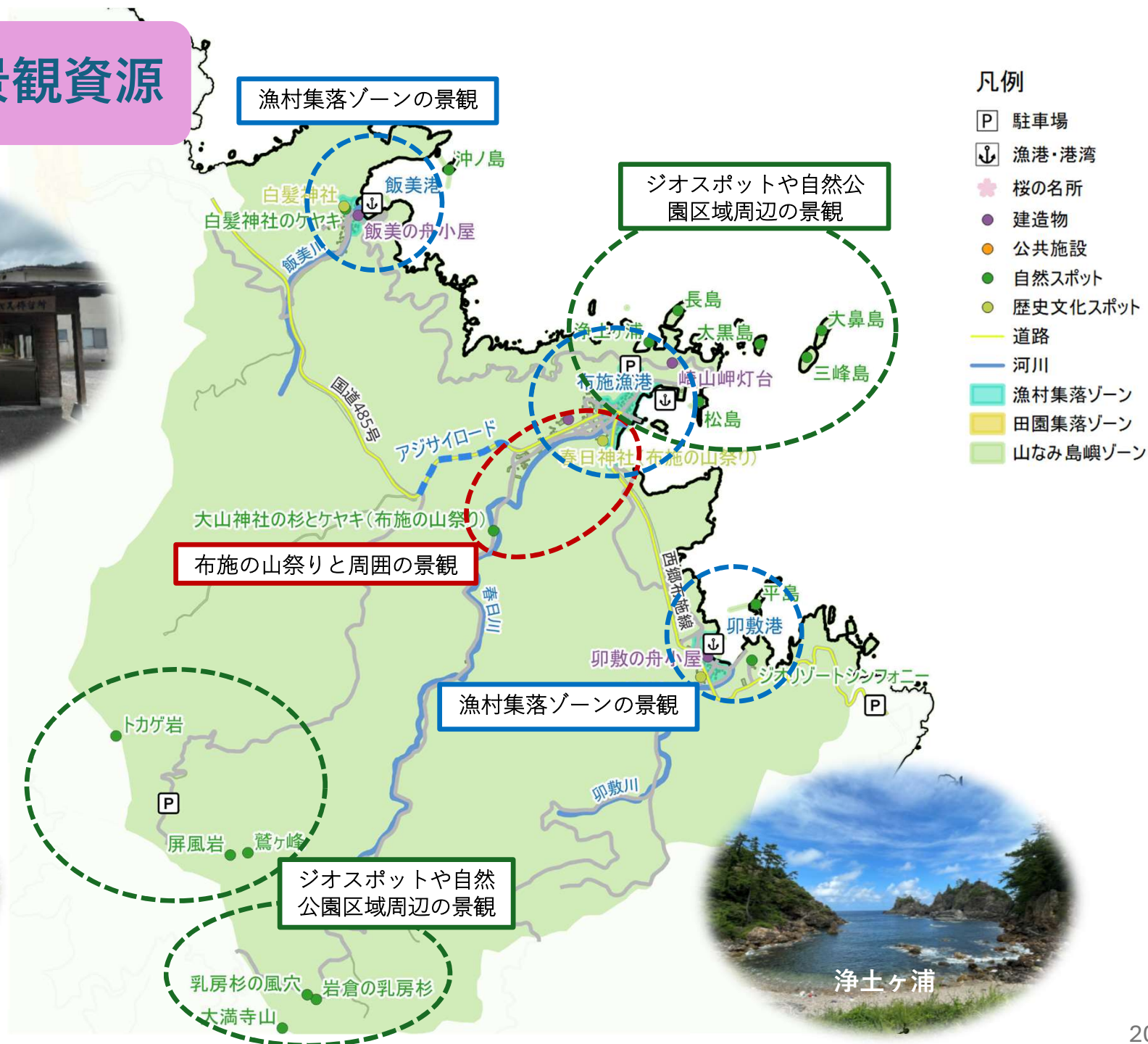
布施地域の景観資源



布施のまちなみ



乳房杉



浄土ヶ浦

1. 景観資源の整理

布施地域の視点場



トカゲ岩



崎山岬展望台からの眺望



凡例

- ☑ 視点場
- 道路
- 河川
- 漁村集落ゾーン
- 田園集落ゾーン
- 山なみ島嶼ゾーン

1. 景観資源の整理

布施地域

○主な景観特性

- ・トカゲ岩や屏風岩などの山岳部の特徴ある景観
- ・浄土ヶ浦をはじめとした起伏に富んだ海岸の景観（特別保護区）
- ・春日神社周辺の松林の景観
- ・岩倉の乳房杉などの特徴ある樹木の景観
- ・全長40m程のわらを大山神社のご神木に巻き付ける布施の山祭り
- ・卯敷、飯美に残る舟小屋のある海岸景観

○景観形成上の懸念事項

- ・ジオスポット周辺での景観阻害
- ・ジオスポット等へのアクセス道路の景観
- ・空き家と空き地の増加
- ・海洋ゴミの対策

○自然景観に関するポイント

- ・ジオスポットや自然公園区域周辺の景観を保全する
 - 浄土ヶ浦、春日の浜、トカゲ岩展望台など、海岸や山岳エリアのジオポイントや自然公園区域の一体的なエリアで、阻害するような建築物・工作物等を規制する
 - ジオスポットなどへのアクセス道路沿線の景観の維持・向上を図る

○歴史文化景観に関するポイント

- ・古くから続く布施の山祭りと周囲の景観保全を図る
 - 春日神社や大山神社周辺の景観の維持・向上を図る

○まちなみ景観に関するポイント

- ・漁村集落ゾーンの景観保全を図る
 - 漁村の特徴的な景観を維持・保全するような材質・色彩・屋根形状のルールを設定する

本日の議事内容

1. 地区代表者ヒアリング実施報告、景観資源のまとめ

2. 行為の制限に関する基本的な考え方

3. 届出対象行為（案）

4. 景観形成基準（案）

5. 重点区域における景観形成の基本的な方針

6. 今後のスケジュール



2. 行為の制限に関する基本的な考え方

建築物や工作物の新設、増築、解体等は地域の良好な景観に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、**町への届出を要する対象行為と基準を設けることで、良好な景観形成を図ります。**

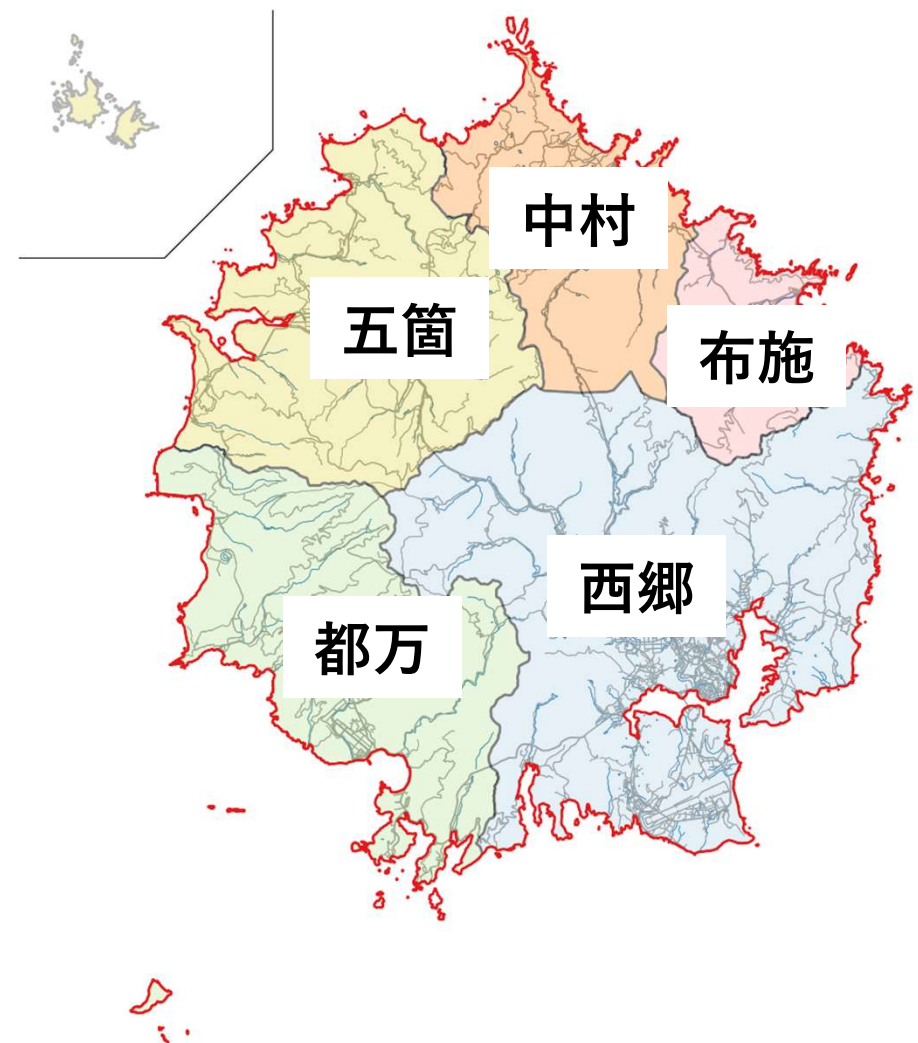
届出対象規模と景観形成基準は大きく分けて景観形成区域と景観形成重点区域の2種類を設けます。

景観形成
区域

届出対象行為と景観
形成基準を定めます

景観形成
重点区域

きめ細やかな届出対
象行為と景観形成基
準を定めます



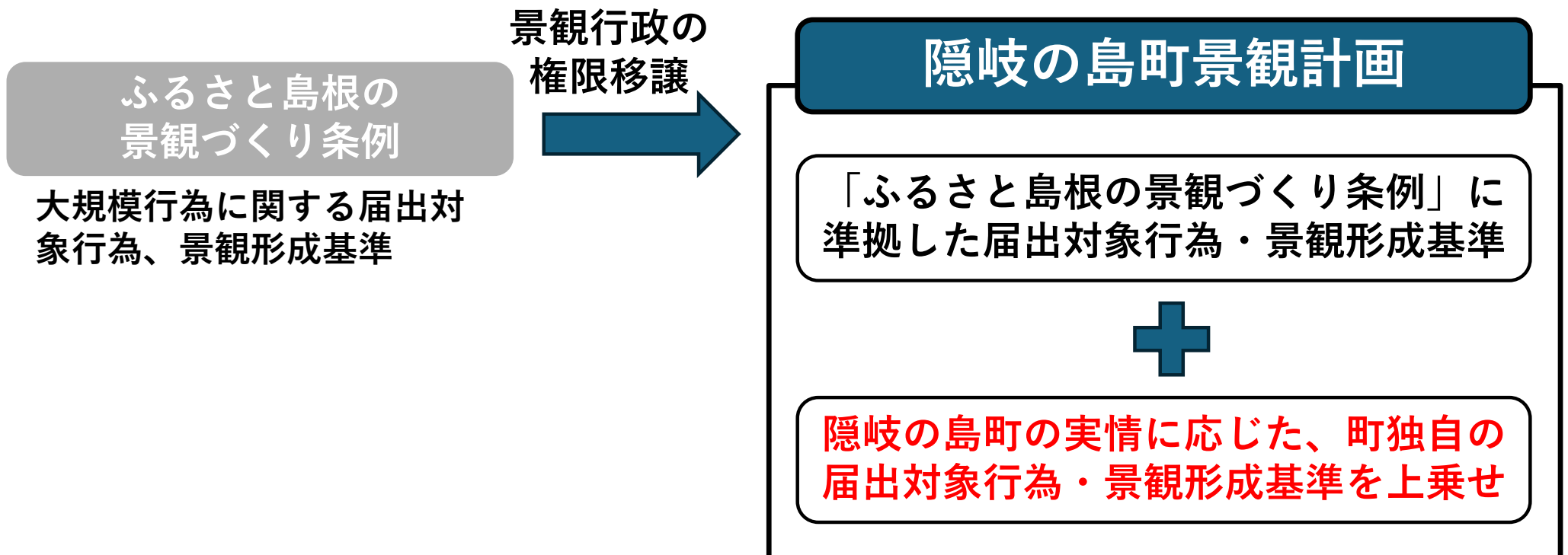
2. 行為の制限に関する基本的な考え方

○これまで

県の条例（ふるさと島根の景観づくり条例）で大規模行為に関する届出対象行為・景観形成基準が定められていました。

○これから

県の条例内容を継承し、隠岐の島町の実情に応じた町独自の届出対象行為と景観形成基準を上乗せしたもので、規制誘導を行っていきます。



本日の議事内容

1. 地区代表者ヒアリング実施報告、景観資源のまとめ

2. 行為の制限に関する基本的な考え方

3. 届出対象行為（案）

4. 景観形成基準（案）

5. 重点区域における景観形成の基本的な方針

6. 今後のスケジュール



図にあるように7つの行為を本計画における**届出対象行為**とします。

※届出行為は5地域共通とします。

③都市計画法第4条第12項に規定する
開発行為その他政令で定める行為

⑤木竹の伐採

④土地の開墾、土石の採取、鉱物の
掘採その他の土地の形質の変更

①建築物の新築、増築、改築等

⑥屋外における土石、廃棄物、
再生資源その他の物件の堆積

⑦水面の埋立て又は干拓

②工作物の新設、増築、改築等



3. 届出対象行為（案）

届出の対象となる行為	届出対象規模	
①建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ13m若しくは4階建て又は建築面積1,000㎡を超えるもの	
②工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・垣（生垣を除く）、柵、塀、擁壁	当該工作物の高さが5m3m又は長さが10mを超えるもの
	・煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、電波塔、記念塔、物見塔、高架水槽、冷却塔、彫像、記念碑、遊戯施設、太陽光発電施設、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設	高さが13m又は築造面積が1,000㎡500㎡を超えるもの
	・自動車車庫用に供する立体的施設	高さ13m又は築造面積500㎡を超えるもの
	・橋梁（居住に供するものを除く）	全て
	・電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路	高さが20mを超えるもの（支持物が建築物と一体となって設置される場合は、支持物の高さが10mを超え、かつ、支持物の上端までの高さが20mを超えるもの）
広告板、広告塔、装飾塔等	高さが13m5m又は表示面積25㎡10㎡を超えるもの	
③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為	面積が10,000㎡（都市計画区域にあっては3,000㎡）を超えるもの、法面又は擁壁の高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの	
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が10,000㎡1,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超える擁壁（法面）が長さ10mを超えるもの	
⑤木竹の伐採	面積が10,000㎡を超える木竹の伐採	
⑥屋外における土石、廃棄物、その他物件の堆積	高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの	
⑦水面の埋立て又は干拓	面積が3,000㎡を超えるもの、又は高さ及び長さがそれぞれ5m及び10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	

※届出対象規模を県の規模から変えたものは赤字で表示しています。

本日の議事内容

1. 地区代表者ヒアリング実施報告、景観資源のまとめ

2. 行為の制限に関する基本的な考え方

3. 届出対象行為（案）

4. 景観形成基準（案）

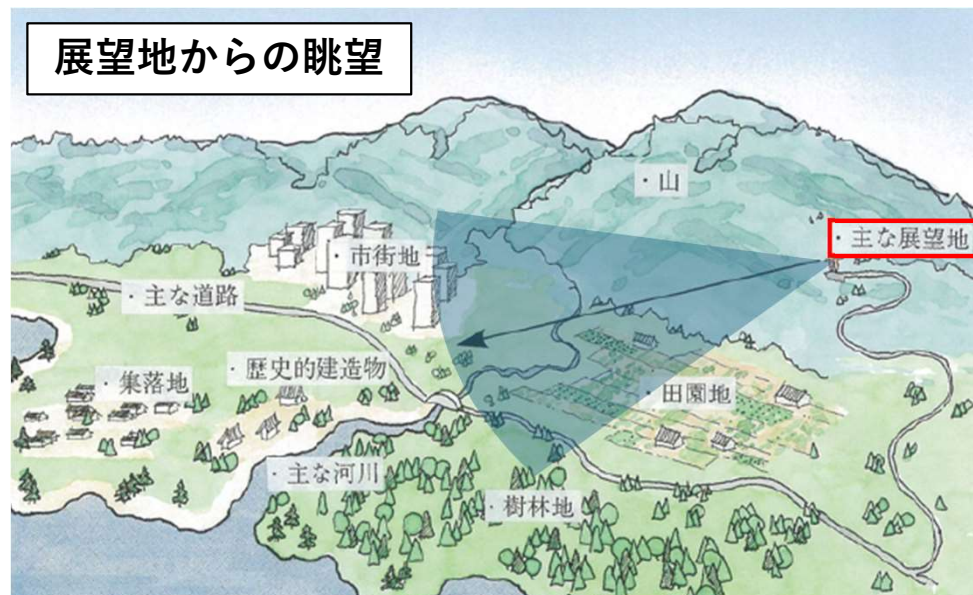
5. 重点区域における景観形成の基本的な方針

6. 今後のスケジュール

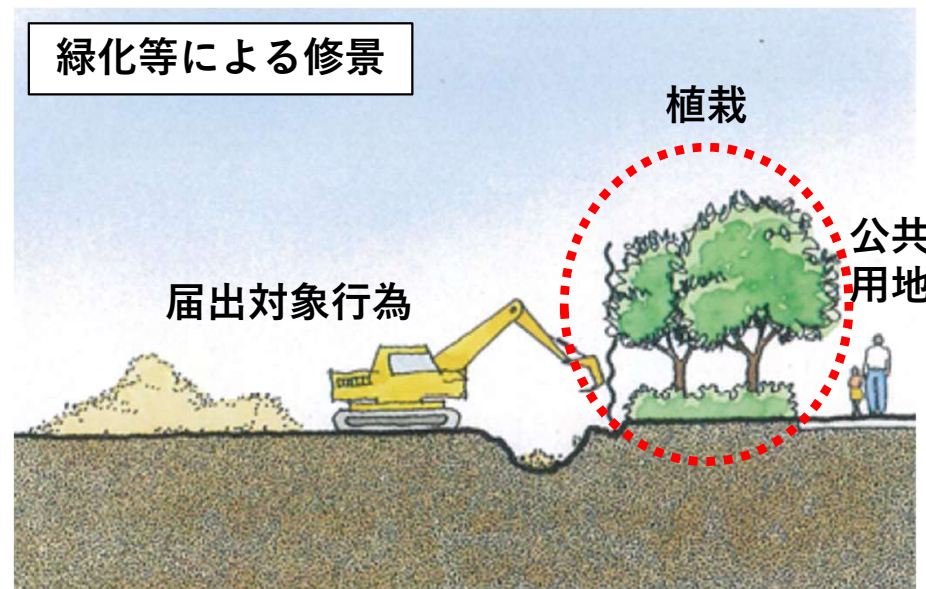


景観形成基準は5地域共通としますが、今後必要に応じて改定していきます。

基準項目	景観形成基準
基本的事項	地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成を図ること。
共通事項	<p>(1) 行為地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、かつ、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮すること。</p> <p>(2) 行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。</p> <p>(3) 行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮へいに努めること。</p>



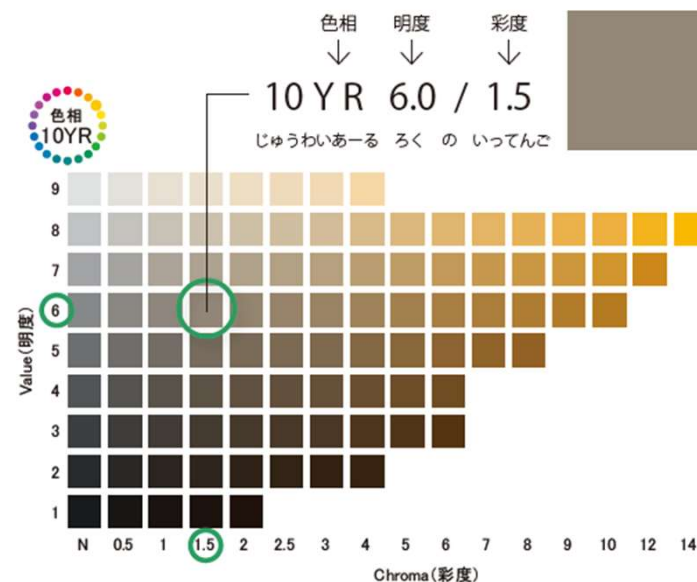
出典：島根県公共事業等景観形成指針ガイドプラン



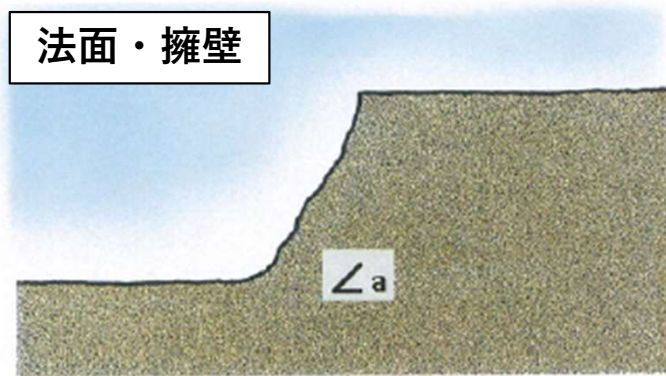
出典：島根県公共事業等景観形成指針ガイドプラン

基準項目		景観形成基準
建築物・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	(1) 行為地が 歴史的建造物や遺構、自然等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置 とすること。 (2) 行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。 (3) 行為地が山稜の近傍にある場合は、 稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置 とすること。 (4) 主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮する。
	形態	(1) 周辺の景観と調和するよう配慮すること。 (2) 周辺に圧迫感を与えないよう工夫すること。
	色彩	けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	素材	(1) 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮 すること。 (2) 材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。

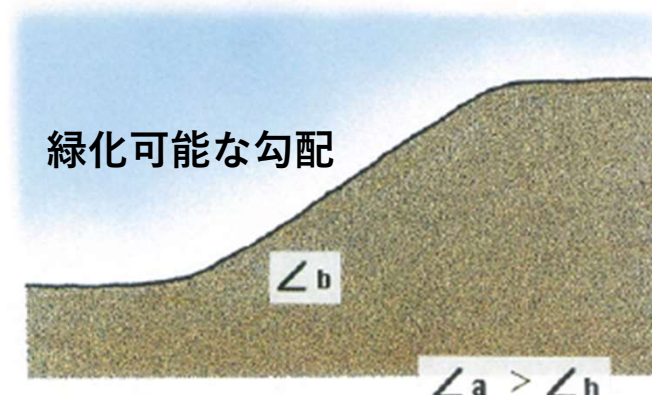
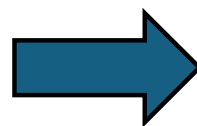
参考：隠岐の島町の色のものさし



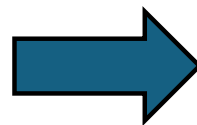
基準項目		景観形成基準
③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為	変更後の形状	(1) 長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ・法面は、緑化可能な勾配とすること。 ・擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 (2) 行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
	緑化	行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。



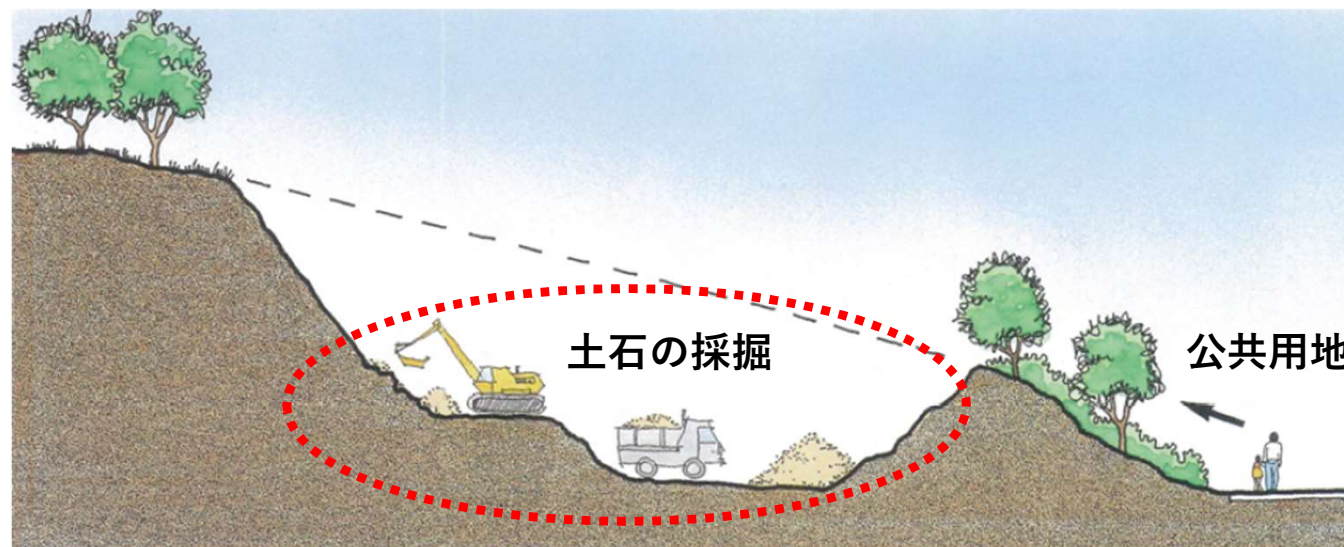
出典：島根県公共事業等景観形成指針ガイドプラン



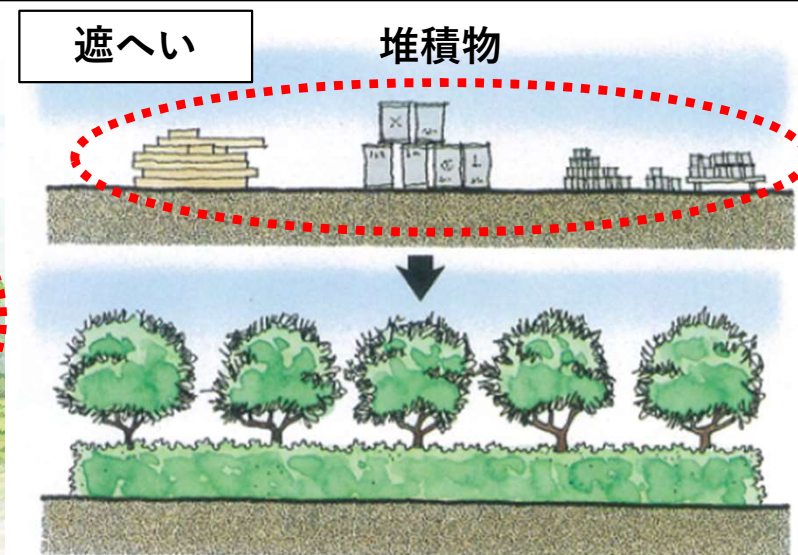
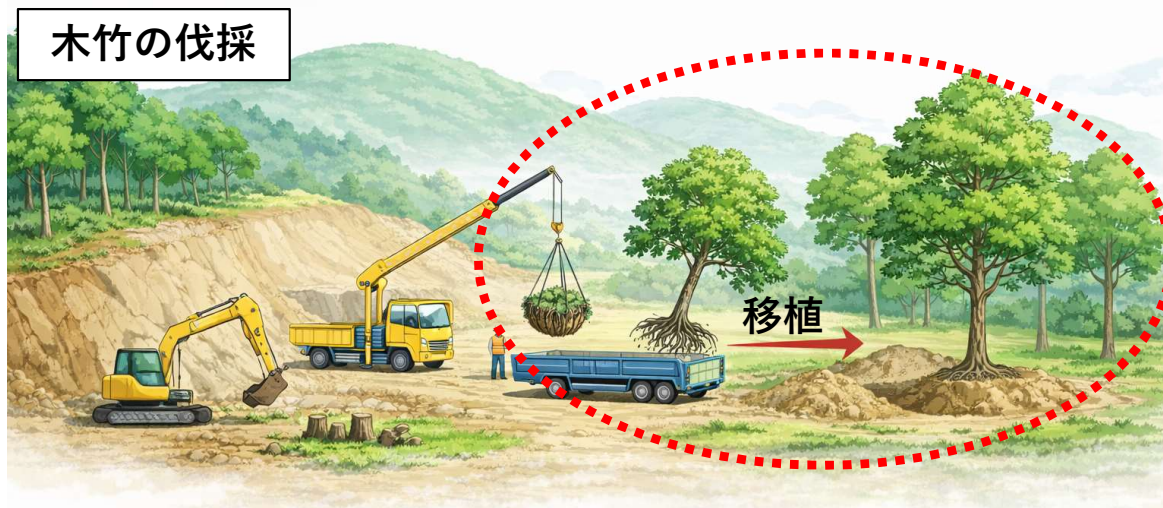
出典：島根県公共事業等景観形成指針ガイドプラン



基準項目		景観形成基準
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	遮へい	(1) 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 (2) 敷地周囲の緑化等により周囲の道路等からの遮へい措置を講じること。
	事後の措置	(1) 長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ・法面は、緑化可能な勾配とすること。 ・擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 (2) 行為を終了した所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	緑化	行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他	主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。



基準項目		景観形成基準
⑤木竹の伐採	方法	(1) 木竹の伐採を行う場合は、択伐方法等により必要最小限に留めること。 (2) 樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できる限り伐採せず、その周囲に移植すること。 ※但し適切な木竹森林の維持管理の為の活動はこの限りではない。
	敷地の緑化	伐採を行った場合には、生態系に調和する樹木により植栽をすること。
⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	集積又は貯蔵の方法	(1) 主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。 (2) 適切な集積又は貯蔵に努めること。
	遮へい	(1) 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 (2) 敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
⑦水面の埋立て又は干拓		埋立て又は干拓にあたって、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。



本日の議事内容

1. 地区代表者ヒアリング実施報告、景観資源のまとめ

2. 行為の制限に関する基本的な考え方

3. 届出対象行為（案）

4. 景観形成基準（案）

5. 重点区域における景観形成の基本的な方針

6. 今後のスケジュール

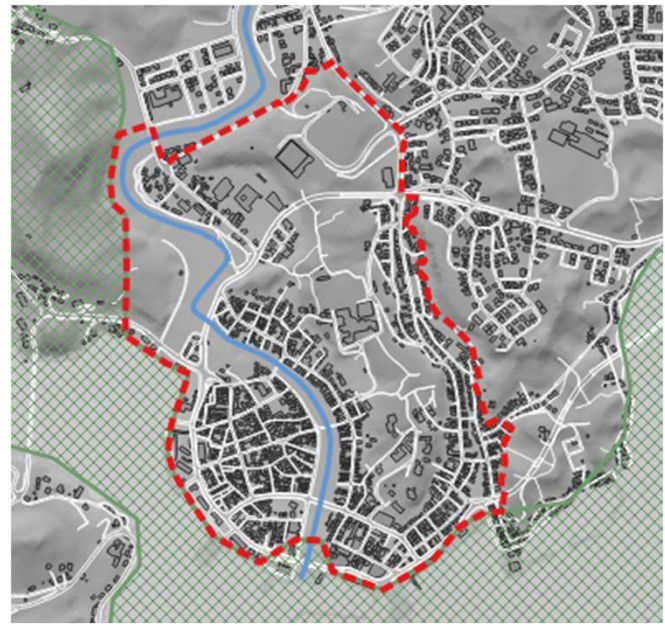
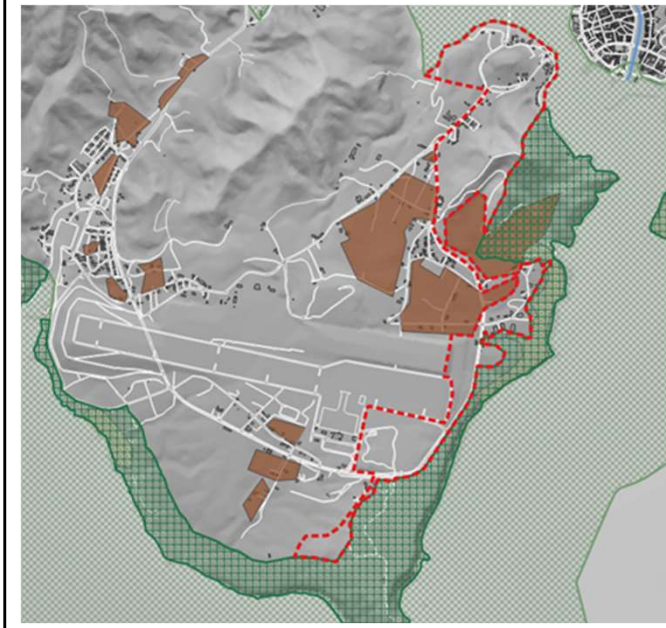
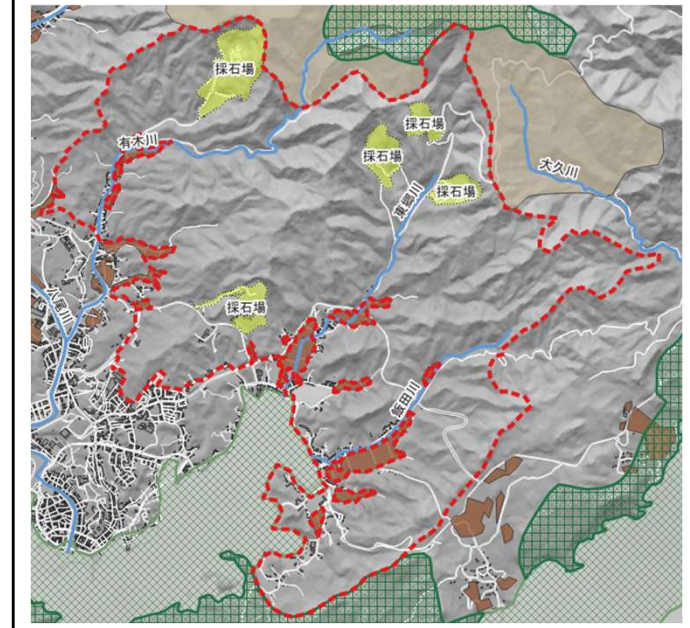


5. 重点区域における景観形成の基本的な方針

○基本方針

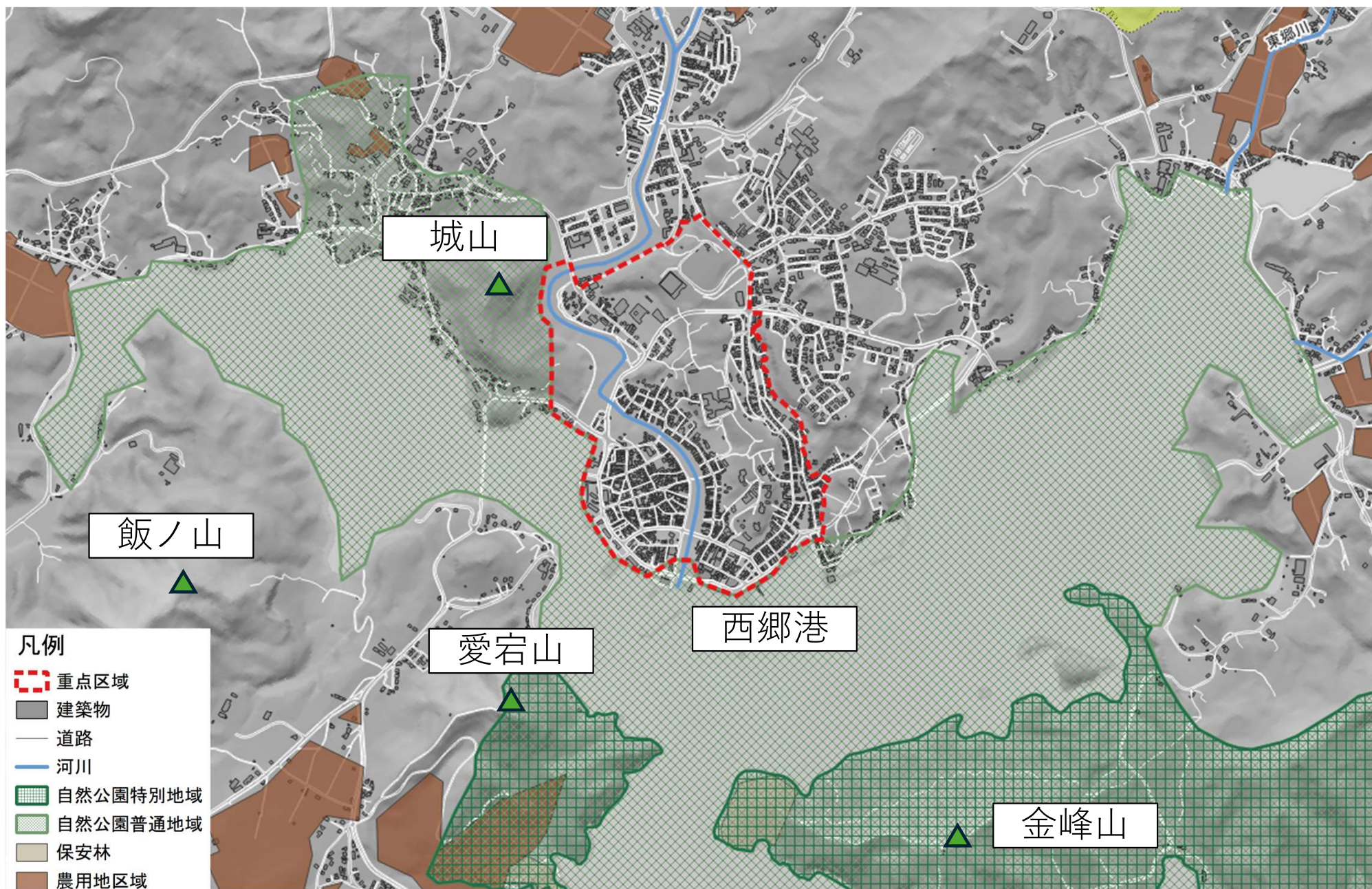
隠岐の顔となる景観を有しており、**ふるさと隠岐に帰ってきたと感じられる景観を創出・保全すべき地域**を重点区域に指定します。

○重点区域の指定

①西郷港ゾーン（仮称）	②西郷岬ゾーン（仮称）	③有木東郷飯田ゾーン(仮称)
		
<p>フェリーターミナル前の再整備などが進む地域を新たな景観が創出されていく地域として景観形成重点区域に指定します。</p>	<p>来島（離島）する人々がフェリーから最初（最後）に目にする景観上重要な地域であるため、景観形成重点区域に指定します。</p>	<p>フェリー等から望む有木、東郷、飯田の山々は西郷湾と調和する重要な山の景観であるため、景観形成重点区域に指定します。</p>

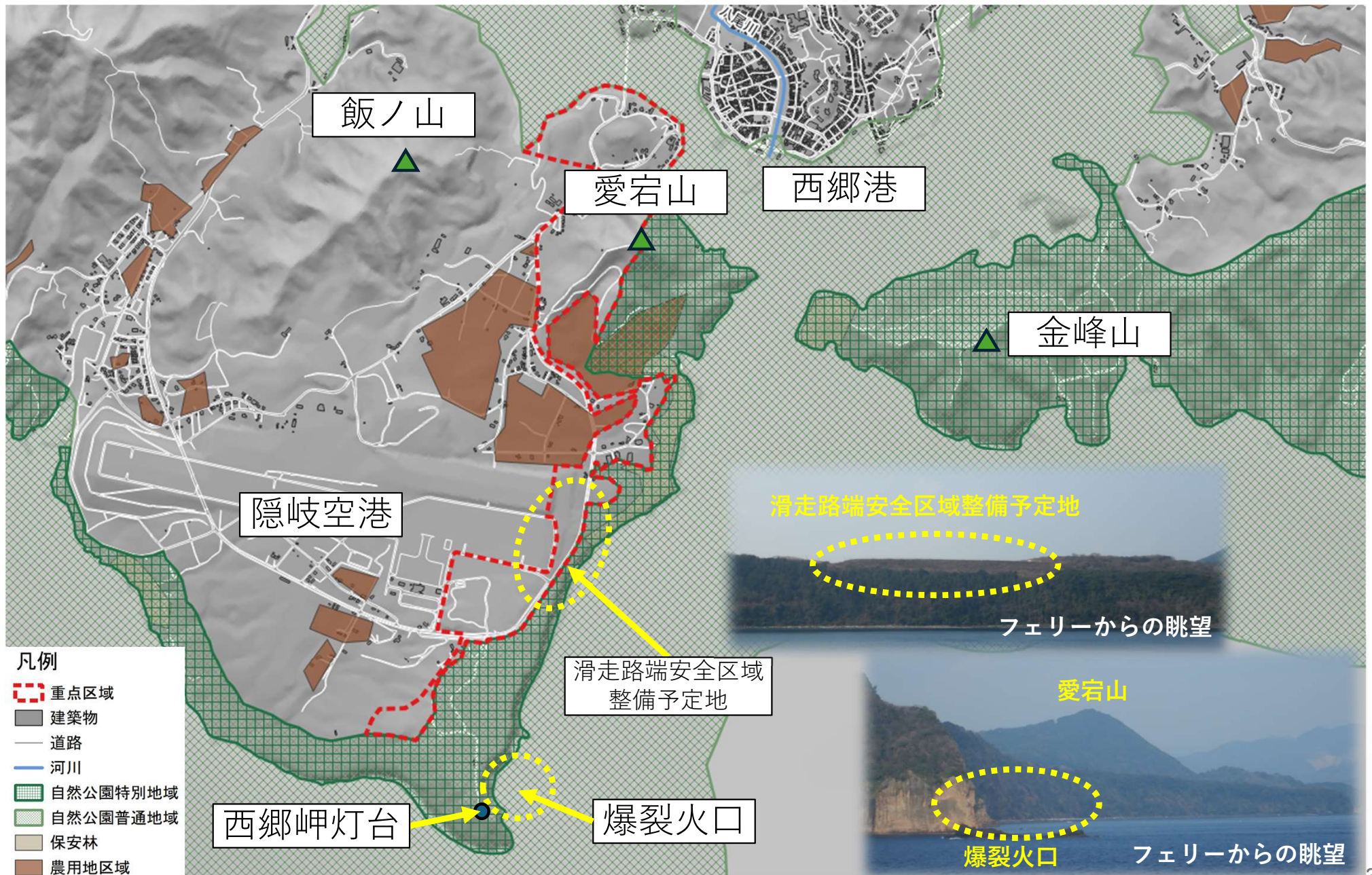
5. 重点区域における景観形成の基本的な方針

○重点区域の指定－1 西郷港ゾーン（仮称）



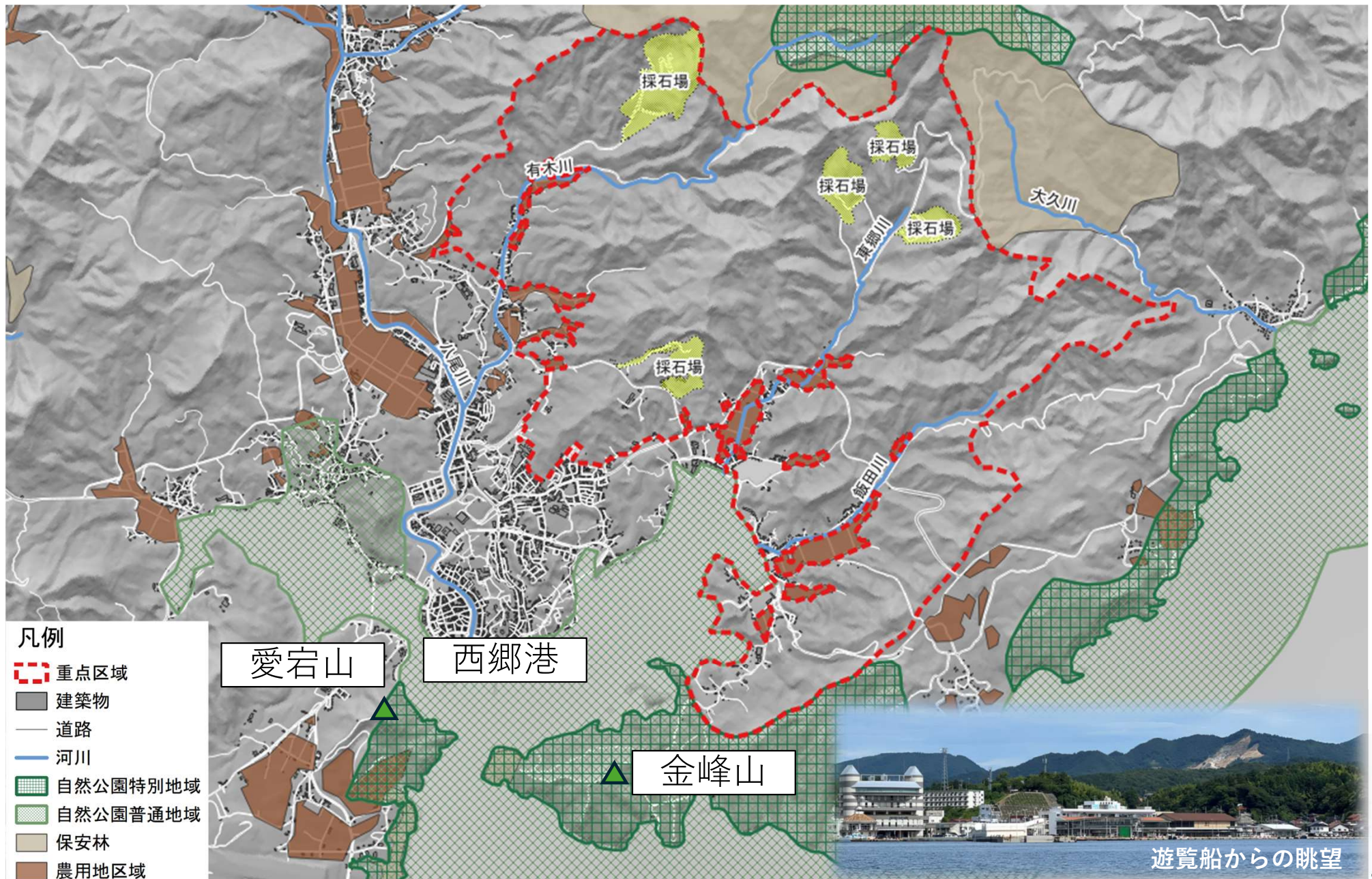
5. 重点区域における景観形成の基本的な方針

○重点区域の指定－2 西郷岬ゾーン（仮称）



5. 重点区域における景観形成の基本的な方針

○重点区域の指定－3 有木東郷飯田ゾーン（仮称）



本日の議事内容

1. 地区代表者ヒアリング実施報告、景観資源のまとめ

2. 行為の制限に関する基本的な考え方

3. 届出対象行為（案）

4. 景観形成基準（案）

5. 重点区域における景観形成の基本的な方針

6. 今後のスケジュール



隠岐の島町景観計画 今後のスケジュール

